

新宿区万引き防止CM製作業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限生かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは参加申請書、会社概要を提出したものをいう。
- (3) 参加者とは企画提案書、貸借対照表、損益計算書、見積書を提出したものをいう。
- (4) 事務局とは、総務部危機管理担当部危機管理課危機管理係をいう。

3 参加資格

参加資格は下記の条件を満たす事業者とする。基準日は公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和6年10月10日（木））とする。なお、契約締結時までには下記の参加資格を欠いた場合は、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が自治体等の施策に関する周知・啓発に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 過去10年以内に、3年以上の自治体等の施策に関する周知・啓発に関する業務またはこれに類似する業務実績があること（いずれも令和6年4月1日時点）。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスで、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要綱に該当していないこと。

4 参加手続

プロポーザルへの参加を希望する者は、当該プロポーザルに参加する意思の確認として、「参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を、令和6年10月24日（木）午後5時までに、「14 各種書類の提出先及び問合せ先」に提出すること。「参加申請書兼誓約書」（第1号様式）には、会

社概要を添付するものとする。

プロポーザルにおける提出書類については、下表にしたがい、令和6年10月24日（木）午後5時までに「14 各種書類の提出先及び問合せ先」へ一括して持参または郵送（郵送の場合は期日までに必着）する。来庁する際はあらかじめ来庁日時を提出先へ連絡すること。

なお、提出物の返却は行わない。提出期限までに下表の提出書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※ 提出書類の受領後、契約締結候補事業者の選定までの間、必要に応じて、参加者に聞き取り調査を行う。

提出書類	様式	部数	提出期限
参加申請書兼誓約書	第 1 号様式	1 部	10 月 24 日（木）午後 5 時 郵送又は持参により提出
会社概要	※ 1		
企画提案書	※ 2	正本 1 部・副本 9 部 ※ 3	10 月 24 日（木）午後 5 時 持参により提出
貸借対照表 （過去 3 年分）	任意様式	1 部	
損益計算書 （過去 3 年分）	任意様式 第 3-2 号様式	1 部	
見積書	※ 4		

※ 1 会社概要は通常の広報で使用しているものでよい。

※ 2 企画提案書の記載内容については「8 企画提案書の作成及び提出方法」に留意して記載すること。

※ 3 企画提案書は、10部のうち、1部（正本）は表紙に社名・所在地の詳細（町丁目番地）・代表者等氏名・電話番号・あて先（危機管理担当部長）を記載し、代表者印を押すこと。残りの9部（副本）は、選定の中立性を担保するため、事業者名等が判明する内容を記載しないこと（事業者名・所在地・電話番号など。記載のある資料を使用する場合はマスキング処理すること）。

※ 4 当該見積書の記載額については、契約締結候補事業者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

5 参加の辞退

参加者は申請をしてから事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。参加の辞退については、辞退の理由を付して、参加辞退書（第2号様式）を提出することにより行うものとする。提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 参加者の失格

参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

- (1) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

7 質問票の提出

- (1) 「参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を、令和6年10月24日(木)午後5時までに提出する予定の者(参加予定者)は、プロポーザルに関して質問を行うことができる。質問にあたっては、「質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出する。

- ・ 受付期間：令和6年10月10日(木)～10月16日(水)午後5時
- ・ 受付方法 電子メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3209-4069

- (2) 質問に対する回答

令和6年10月18日(金)午後5時までに、事務局が区公式ホームページにて回答を掲載する。

※ 応募書類の作成に係る質問以外は回答しない。

8 企画提案書の作成及び提出方法

企画提案書は任意の様式とし、別紙1「企画提案書」の内容を順に付番して記載すること。画像・図等を活用して分かりやすい提案書にすること。仕様は、A4判用紙を縦に使い、横書き、両面印刷とすること。

9 企画提案の評価(選定)方法

新宿区万引き防止CM製作業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

- (1) 第一段階評価(第一次選定)

提出された企画提案書等に不備がない事業者について、企画提案書及び作品案について評価を行い、評価点合計が満点の6割以上で、かつ上位3社までを第二段階評価を行う事業者として選定する。第一段階評価の結果は、参加した全ての事業者に対して通知する。

- (2) 第二段階評価(第二次選定)

第二段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。なお、第一段階評価終了後に第二段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【プレゼンテーション及びヒアリングの概要】

ア 開催日 令和6年11月15日(金)

イ 時間 午後3時30分を予定

ウ 場所 新宿区役所本庁舎

エ 内容 ① 提出書類等に沿って提案事項の説明

② 提案事項に関する質疑応答

※ 開始時間や会場等は、第一段階評価終了後に通知する。

※ プロジェクター及びスクリーンは区で用意する。

(3) 評価基準

① 第一段階評価

【制作の実績及び体制について】

評価項目・評価基準		
(1)	制作の実績	・他自治体で十分な実績があり、信頼できる事業者か。
(2)	制作の体制	・業務を的確に実施するために必要となる体制が確保されているか。

【サイネージ案について】

評価項目・評価基準		
(1)	動画のイメージ・構想	・サイネージ動画について、どのようなイメージ・構想を持っているか。 ・実現性は可能な内容か。
(2)	メッセージ性	・伝えたい内容が年齢を問わず、誰にとっても分かりやすい言い回しになっているか。 ・伝えたい内容が、適切でかつ印象に残りやすいか。
(3)	キャッチフレーズ・マスコット	・万引き防止の内容を理解してもらうためのキャッチフレーズやマスコットを用いた表現ができているか。
(4)	多様性	・外国人にも分かりやすい配慮がされているか。 ・色弱者等にも分かりやすくするための配色など、ユニバーサルデザインの視点に基づき、分かりやすいCMとなるような配慮がされているか。
(5)	中立・公平性	・区の委託を受けて放映することを前提として、内容や文言に差別的な表現等を用いず、中立・公平性が保たれているか

【情報発信方法に関する提案】

評価項目・評価基準		
(1)	効果的な情報発信の方法	・本件万引き防止をより多くの人に周知・啓発するための効果的な情報発信の提案があれば記載してください。

② 第二段階評価

評価項目・評価基準	
1 動画作成の重要性に関する理解	・万引き防止CMが果たす重要性について理解しているか。 ・周知啓発すべき内容について理解しているか。
2 メッセージ性	・見た人の関心を喚起させるCMになっているか。 ・区民及び来街者が万引き防止について容易に理解できる構成になっているか。
3 サイネージ動画の構想・実現性	・サイネージ動画についてどのようなイメージ・構想を持っているか。 ・実現性は可能な内容か。（著名人を起用する場合は、新宿区にゆかりのある人物に限定します。）
4 事業への取り組み意欲	・プレゼンから事業に対する意欲が感じられるか。
5 総合的な広報戦略	・サイネージ動画について、総合的な広報戦略を持っているか。

(4) 契約締結候補事業者の選定

第一段階評価及び第二段階評価の結果を踏まえ、評価基準に基づき評価を行い、契約締結候補事業者を選定する。

(5) 選定結果の通知

第二段階評価に参加した全ての事業者に対して通知する。

(6) 委託契約の締結

選定された契約締結候補事業者は、区の委託決定を受け、区との間で委託契約を締結した上で、事業を実施する。

(7) 結果の公表

選定後、件名、契約締結候補事業者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年間公表する。

10 契約内容

(1) 契約期間 令和6年11月25日（月）（予定）から令和7年3月31日（月）

(2) 委託契約上限額 2,262,700円（税込）

(3) 委託内容

新宿区万引き防止CMサイネージ動画の作成

別紙「新宿区万引き防止CM作成業務委託参考仕様書」のとおりとする。

11 契約予定日

令和6年11月25日（月）（予定）

12 スケジュール

公募手続き等のスケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 10月10日（木）から10月24日（木）午後5時まで |
| (2) 参加申請書の受付 | 10月10日（木）から10月24日（木）午後5時まで |
| (3) 質問書の受付 | 10月10日（木）から10月16日（水）午後5時まで |
| (4) 質問書への回答 | 10月18日（金） |
| (5) 企画提案書等の受付 | 10月10日（木）から10月24日（木）午後5時まで |
| (6) 第一段階評価 | 10月25日（金） |
| (7) 第一段階評価結果通知 | 10月30日（水） |
| (8) 第二段階評価 | 11月15日（金） |
| (9) 契約締結候補事業者の決定通知（予定） | 11月20日（水） |
| (10) 契約の締結（予定） | 11月25日（月） |

13 その他

- (1) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は、令和6年度予算成立後、成立した予算の範囲内で別途行う。
- (2) 参加者及び参加予定者が、このプロポーザルに参加し、または参加するための準備に要した費用は、参加者及び参加予定者が負担する。
- (3) 企画提案書及び会社概要等については、区の所有物として区が保管、管理または廃棄し、参加者及び参加予定者への返却は行わない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、原則公開とする。
- (5) 区は、採用された提案書の内容について、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で契約締結候補事業者と協議のうえ変更することができる。
- (6) 適正な手続きの厳守
申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、「「広報新宿」の制作一括業務委託」に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。
- (7) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

14 各種書類の提出先及び問合せ先

〒160-8484

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区総務部危機管理担当部危機管理課危機管理係（区役所本庁舎4階）

電話：03-5273-3532

ファックス：03-3209-4069

メールアドレス：kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

別紙 企画提案書

No	項目	内容・留意事項
1	制作実績及び体制	
(1)	制作の実績	・自治体等における受託実績 (自治体名、受託した年、業務内容を記載) ・制作担当者の実績 (担当した自治体、担当した年を記載)
(2)	業務実施体制	・制作開始から納品までの流れ (構想案・校正・納品までの流れ、各担当部署や人員体制等も記載) ・編集スケジュール ・区へのサポート体制
2	サイネージ案について	
(1)	動画のイメージ・構想	・サイネージ動画のイメージや構想を資料としてまとめてください。 ・イメージ・構想の実現可能性について、記載してください。
(2)	メッセージ性	・サイネージ動画が、年齢問わず誰にとっても分かりやすい言い回しにするためには、どのような工夫が必要か記載してください。 ・動画を見た人の印象に残るためには、どのような工夫が必要か記載してください。
(3)	キャッチフレーズ・マスコット	・万引き防止の内容を理解してもらうための有効なキャッチフレーズ・マスコット（著名人を起用する場合は、新宿区にゆかりのある人物に限定します。）についての考えを記載してください。
(4)	多様性	・ユニバーサルデザインの視点に基づき、外国人や色弱者等にも分かりやすいCMにするための提案があれば記載してください。
(5)	中立・公平性	・区から委託された動画を作成するにあたり、公共的な観点から中立・公平性を担保するための御社の取組みについてお聞かせください。
3	情報発信方法に関する提案	
	効果的な情報発信の方法	・本件サイネージ動画について、若者を含めた成人向け、外国人観光客向け、それぞれに効果的な情報発信の提案があれば記載してください。